

第28回

従業員が知っている秘密情報を守るには何が効果的？－正当理由または権限のある従業員に対する秘密情報の管理措置－ 北村アドバイザー

経営者からのよくある質問

「従業員が知り得た秘密情報の管理には、何をしておけば良いですか」という質問が中小企業の経営者の方からよくあります。質問の趣旨は、情報が漏洩しないようにするには、何をしておけば良いですか、また、万一情報が漏洩した場合、営業秘密として認められて、差止請求や損害賠償などで保護できるようにするには、何をしておけば良いですかということでしょう。

このコラムの読者の皆さんは、どのように対処されますか？

私はこの問いに対し、『従業員が秘密であることを認識できるように、その情報にマル秘などの「秘密の表示」や、「アクセス権の設定」をして情報に接しにくくしておけば良いです。そのようにして、秘密を維持しておけば、情報漏洩も低減でき、営業秘密として認められます。』と回答してしまっていることがあります。

企業の秘密情報の中で営業秘密（不正競争防止法第2条第6項）として認められる要件は、

- ①「一般的には知られていない」
 - ②「事業活動に有用な」
 - ③「秘密として管理されている」
- ものです。

この回答は、①と②の要件は満たしている前提で、営業秘密の要件で立証がしにくい③の要件に絞って最低限の秘密管理の措置を回答しました。確かに情報漏洩を低減し、情報が漏洩した場合でも、営業秘密として認められるかもしれませんが、正当理由または権限がない部署以外の従業員も含めて秘密情報を不正に取得、開示、使用しないようにするには、有効であると思われず。

しかし、この③の「秘密として管理」に絞った回答の場合であっても、今考えれば不十分であったと思います。「従業員が知り得た・・・」という主体に着目すると、従業員は既に「秘密の表示」を認識し、「アクセス権限」を有した状態で秘密情報にアクセスしているためです。これだけでは効果的とはいえません。理由は次のとおりです。

営業秘密漏洩発生ルートの8割は従業員

独立行政法人情報処理推進機構（IPA）の「企業における営業秘密管理に関する実態調査2020 調査概要説明資料 2021年3月」によると、営業秘密漏洩の発生ルートは、「中途退職者（正規社員）による漏洩」が最も多く36.3%、「現職従業員等のミスによる漏洩」が21.2%、「現職従業員等のルール不徹底による漏洩」が19.5%です。

（参考 独立行政法人 情報処理推進機構（IPA） [「企業における営業秘密管理に関する実態調査2020 調査概要説明資料」 p.7](#)）

これらを合わせると約8割になり、営業秘密を漏洩してしまう主体は、職務上、正当に情報を知り得た従業員等という結果になっています。アクセス権を有して容易に情報を取得できたためと推察できます。つまり、「秘密の表示」や「アクセス権の設定」という措置だけでは、職務上、正当に情報を知り得た従業員には十分に機能しないと考えられます。

それでは、どのような措置とすれば良いのでしょうか。

従業員が知り得た秘密情報を守るには

中小企業を訪問支援する際には、秘密情報を知り得た従業員へ次の2つの措置をおすすめしています。

1. 秘密保持の契約をする

正当に情報を知得した従業員等の「頭の中の秘密情報」は、消すことができません。そのために、その秘密情報をミスなどで使用しないように、開示しないように入社時と退職時に約束してもらうことをおすすめしています。その際には、損害賠償規定を設けて秘密情報の漏洩の抑止力を高めるように助言しています。

2. 情報管理教育をする

さらに、秘密保持の契約が従業員の入社時だけで形骸化しないように、忘れないように、情報管理教育を行って、従業員の営業秘密に関する感覚を磨き、注意を喚起することをおすすめしています。

ここでの情報管理教育とは、営業秘密の重要性や自社の営業秘密、外部に漏らさないための自社の営業秘密管理ルールなどの教育です。毎年、情報管理教育後に従業員等から誓約書という形式で秘密保持の契約を結んでいる中小企業も少なくないです。このように定期的に情報管理教育や秘密保持の契約を行う中小企業は、「秘密として管理されている」措置が徹底されているといえるでしょう。そして、万一、秘密情報が漏洩した際にも、「秘密として管理されている」と推認されて営業秘密として保護されることも容易でしょう。

「従業員が知り得た秘密情報の管理には、何をしておけば良いですか」という中小企業の経営者からの質問に対しては、『「秘密の表示」や、「アクセス権の設定」に加えて「秘密保持の契約」と「情報管理教育」をしておく』ように対処することも良いのではないかと思います。

実際に、ある企業では、年に1回、12月に定期的に教育をしています。その際には、その年のインシデントや秘密情報の更新情報も含めて説明して、従業員の営業秘密に関する感覚を磨き、注意を喚起しています。

参考となる従業員、退職者、取引者、外部者への秘密保持契約のひな型は、経済産業省発行の「[秘密情報の保護ハンドブック（参考資料2）](#)」に掲載してありますのでご活用ください。

記事公開：2021年 6月25日

会社内の秘密情報の取り扱いについてお困りごとがあれば、[営業秘密支援窓口](#)までご相談ください。

独立行政法人 工業所有権情報・研修館
知財戦略部 エキスパート支援担当

Tel：03-3581-1101（内線3823）

Mail：ip-sr01@inpit.go.jp

